に医 よ薬 り品 厚 生医 労療 働機 大器 臣等 がの 指品 定質、 す 有高効 度性 管及 理び 医安 療全 機性 器の 確 管保 理等 医に 療関 機す 器を込み び律 第 般 医条 療第 機五器項 のか <u>一</u>ら 部第 を七 改項 正ま す で るの 件規 定

## 〇厚生労働省告示第二百一号

器 保 五. 等 号) 医 管 薬 に 第二 関 品 理 す 医 条 る 医 療 法 機 第 療 器 律 機 五. 器 及 第 項 等 び 及 条 び  $\mathcal{O}$ 般 第 第 밆 質 六 医 五. 療 項 項 機 有 か  $\mathcal{O}$ 器 規 効 5 第 定 性 平 七 に 及 成 項 基 び 安 + ま づ 全 六 き、 で 年  $\mathcal{O}$ 性 厚 規 医  $\mathcal{O}$ 生 薬 定 確 労 に 保 品 働 ょ 等 省 ŋ 医 に 告 厚 療 関 生 機 す 示 第二 労 器 る 働 等 法 百 律 大  $\mathcal{O}$ 九 品 臣 + 質、 昭 が 指 八 和 号) 定 有 三 す + 効 る 性 五.  $\mathcal{O}$ 高 年 及 部 度 び 法 管 安 を 律 次 全 第 理  $\mathcal{O}$ 性 医 百 表 療 兀  $\mathcal{O}$ + 確  $\mathcal{O}$ 機

令和四年六月十四日

ょ

う

に

改

正

す

る

厚生労働大臣 後藤 茂之

## (傍線部分は改正部分)

改	改 正 恒
1~1192 (略) <u>1193</u> 経消化管胆道ドレナージステント	別表第 1 1~1192 (略) (新設) 別表第 2 1~2013 (略) (新設) (新設)